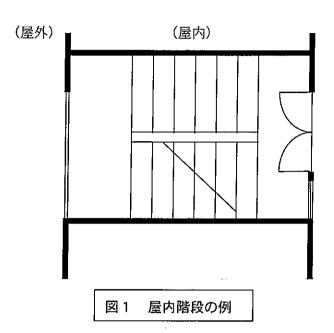
平成25年12月13日

|参考 |資料 2

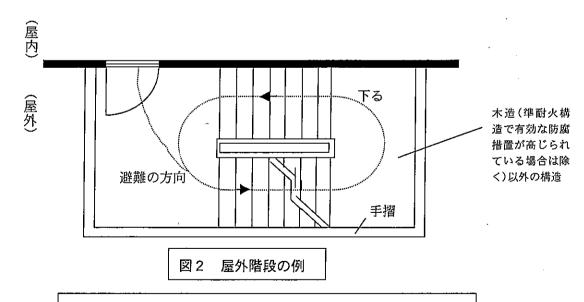
避難階段等の構造の例(平成14年改正時の資料)

1. 屋内階段の構造の例



- ① 屋内階段としての規定はは特にない。ただし、他の規定により規制がかかる場合がある。
 - →建築確認が済んでいれば 他の規定は満たしてい る。

2. 屋外階段の構造の例



- ① 屋外階段は、木造(準耐火構造で有効な防腐措置を講じた場合は除く)としてはならない。
- →提出された確認申請申請図書より階段の構造が木造以外であるか、または、防腐措置が施された準耐火構造であることを仕様書や認定書等で確認する。しかし、準耐火構造で有効な防腐措置が施された木造の階段は好ましくない。

3. 建築基準法施行令第123第3項 各号に規定する構造の屋内階段 の構造の例

付室付き

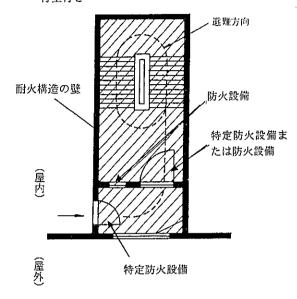
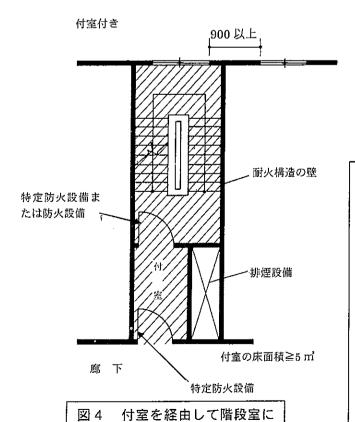


図3 付室を経由して階段室に入る場合の例1



入る場合の例2

バルコニー付き

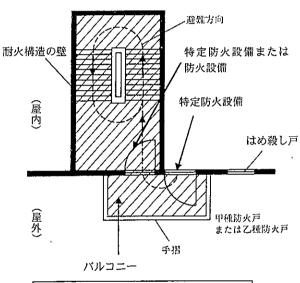
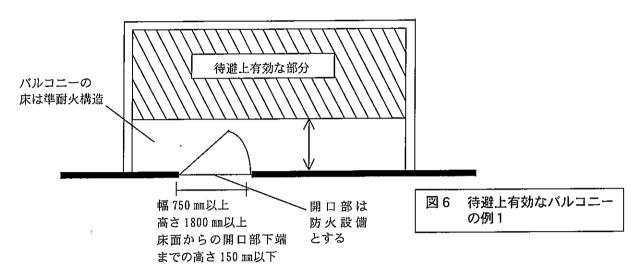


図5 バルコニーを経由して階段室 に入る場合の例

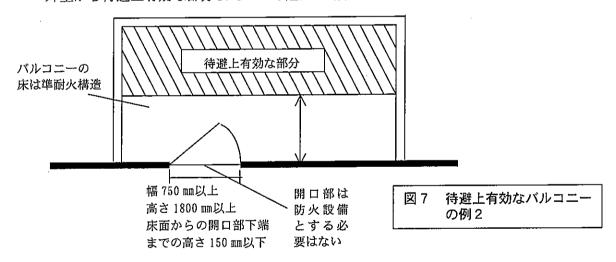
特別避難階段に準じた屋内階段の諸条件

- ① 段室、バルコニー及び付室は、開口部を除き耐火構造の壁で囲むこと。
- ② 内からバルコニーまたは付室に通じる 出入り口には特定防火設備を設置し、 バルコニーまたは付室から階段室に通 じる出入り口は防火設備を設けるこ と。
- ③ 階段室及び付室の天井及び壁等で室内 に面する部分は不燃材料で仕上げ、ま た、下地も不燃材料でつくること。
- →上記の条件を満たしていることを平面 図、仕様書等により確認する。

- 4. 待避上有効なバルコニー の構造の例
- ・ 外壁から待避上有効な部分まで 2 m以下の場合



・外壁から待避上有効な部分まで2mを越える場合

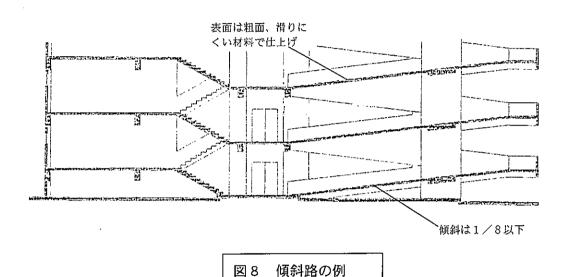


待避上有効なバルコニーの諸条件

- ① 待避上有効な部分の面積は2階にある保育室の延べ床面積の1/8以上あること。
- ② 待避上有効な部分から2m以内の扉等の開口部は、防火設備とすること。
- ③ バルコニーの床は準耐火構造とすること。
- ④ 屋内からバルコニーに通じる出入り口の戸の幅は 750 m以上、高さは 1800 m以上、下端の床面からの高さは 150 m以下であること。
- ⑤ 外気に十分開放されていること。
- →上記の条件を満たしていることを平面図、かなばかり図(断面図)、仕様書 等により確認する。

5. 建築基準法第2条第7号の2に 規定する準耐火構造の屋外傾 斜路等の構造の例

例としては、建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路の一例を示す。また、児童福祉施設設置最低基準第32条第8項に示されている「これに準ずる設備」として消防法施行令第25に規定される滑り台について例を示す。



- ① 傾斜路の構造は、保育室が2階に設置される場合は、準耐火構造とし、 保育所が3階以上に設置左される場合は耐火構造とする。
- ② 傾斜については、1/8を超えないこと。
- ③ 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げたものとする。
 - →傾斜路の耐火性能については、提出された確認申請図書中の特記仕様 書等より下記の参考にあげる何れかの構造となっていることを確認す る。また、傾斜が1/8を超えていないことを確認する。

〈参考〉

- 鉄造
- 鉄筋コンクリート造
- ・ 鉄筋鉄骨コンクリート造
- ・ 鉄材補強入りの煉瓦造、石造またはコンクリートブロック造

「これに準ずる設備」として消防法施行令第 25 に規定される避難器具のうち該当する 設備は滑り台である。滑り台について例を示す。

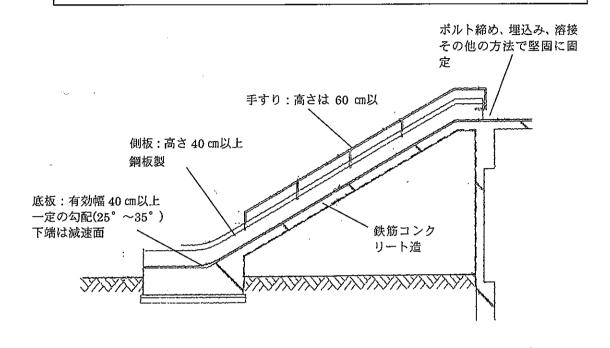
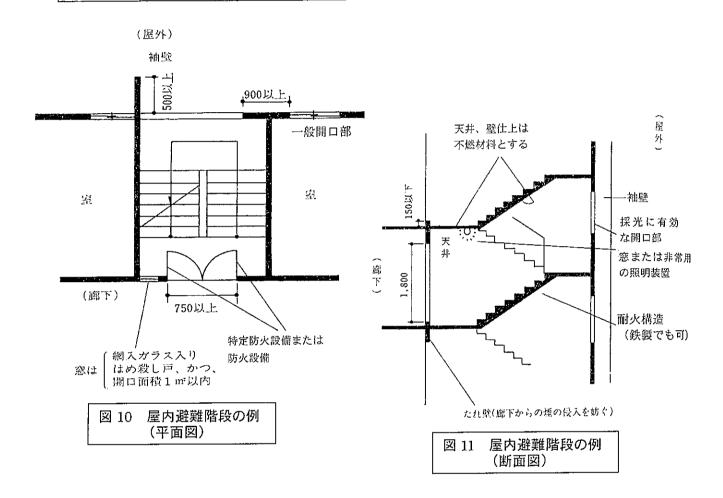


図9 滑り台の例

- ① 滑り台は底板・側板・手すりその他のものより 構成。
- ② ボルト締め・埋込み・溶接その他の方法で堅固 に取り付けられていること。
- ③ 底板は一定の勾配で下端は減速面で構成。
- ④ 勾配は25°~35°
- ⑤ 底板の有効幅は 40 cm以上
- ⑥ 手すりの高さは 60 cm以上、側板の高さは 40 cm 以上
 - →上記の条件を満たしていることを仕様書、平面 図、詳細図等で確認する。

6. 建築基準法施行令第123条第1項各号 に規定する構造の屋内階段の構造例



屋内避難階段の諸条件

- ① 壁面の一般開口部(防火設備ではめごろし戸であるものを除く)は屋外階段の 開口部より 900 mm以上離れた場所に設置されていること。
- ② 壁面の一般開口部(防火設備ではめごろし戸であるものを除く)が屋内階段の 開口部より 900 mm未満である場合は 500 mm以上の袖壁等を設けること。
- ③ 階段室は開口部を除き耐火構造の壁で囲むこと。
- ④ 廊下と階段室の開口部は幅は 750 mm以上、高さは 1800 mm以上ある特定防火設備または防火設備とする。
- ⑤ 階段室の屋内に面する壁に窓を設ける場合は、面積が各々1m以下であるはめ ごろし戸の防火設備とすること。
- ⑥ 階段は耐火構造(鉄製でも可)で直通階段であること。
- ⑦ 階段室の天井及び壁等で室内に面する部分は不燃材料で仕上げ、また、下地も 不燃材料でつくること。
- ⑧ 階段室には窓その他の採光に有効な開口部を設けること。また、予備電源を有する照明設備を設けること。
- →上記の条件を満たしていることを平面図、かなばかり図 (断面図)、仕様書等に より確認する。

7. 建築基準法施行令第 123 条第 2 項 各号に規定する構造の屋外階段の 構造の例

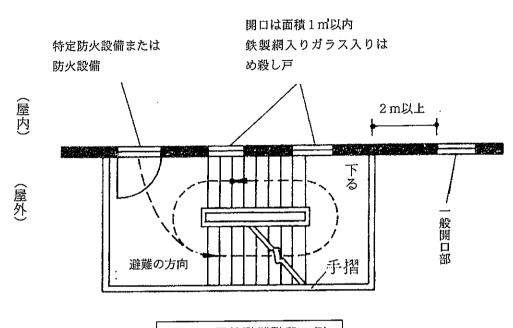


図 12 屋外避難階段の例

屋外避難階段の諸条件

- ① 壁面の一般開口部(防火設備ではめごろし戸であるものを除く)は屋外階段より2m以上離れた場所に設置されていること。
- ② 内から階段室に通ずる出入り口には特定防火設備または防火設備を設けること。
- ③ 階段は耐火構造の直通階段であること。
- →上記の条件を満たしていることを平面図、仕様書等により確認する。